

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改正後		現行	
(別表1)		(別表1)	
一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用	一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該輸出又は技術の提供が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>[略]</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該輸出又は技術の提供が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>[略]</p> <p><u>需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（ストック販売）を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する貨物及び技術が「リ地域」に転売される予定がないことを確認すること。</u></p> <p><u>① 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するもの</u></p> <p><u>② 輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するもの</u></p> <p><u>③ 輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するもの</u></p> <p><u>④ 外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するものの使用（プログラムに限る（ソースコードが提供されるものを除く。））に係るもの</u></p>
(3)～(11) [略]	[略]	(3)～(11) [略]	[略]
(別表2)		(別表2)	
一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用	一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該技術の提供が一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) ～ (10) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(削る)</p> <p>[略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該技術の提供が一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) ～ (10) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>利用する者が確定していない技術の提供(ストック販売)を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する技術が「<u>り地域</u>」に転売される予定がないことを確認すること。</p> <p>① 外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、<u>輸出令別表第1の3の項(1)の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項一号へに該当するものの設計、製造又は使用に係るもの</u></p> <p>② 外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、<u>貨物等省令第17条第1項第三号に該当するもの(輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)</u></p> <p>③ 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、<u>貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)</u></p> <p>[略]</p>
--	-----------------------------------	--	---

(別表3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>[略]</p> <p>1) 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。）。</p>

(別表3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>[略]</p> <p>1) 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。ただし、輸出令別表第3に掲げる地域においてストック販売を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する貨物及び技術が「り地域」に転売される予定がないことを確認すること。）。</p> <p>① 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するもの</p> <p>② 輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するもの</p> <p>③ 輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するもの</p> <p>④ 外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号へに</p>

<p>(3) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき返送に係る輸出を行う際は、当該輸出に先立ち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証に加えて、以下のすべての書類を作成又は入手すること。</p> <p>① 輸出者の作成する、当該輸出が返送に係る輸出であることを証する書類</p> <p>② 返送される貨物の輸入許可通知書又はこれに代わる税関の証明書</p> <p>③ 返送される貨物が輸入された際のインボイス、B/L（船荷証券）、AWB（航空貨物運送状）又はパッキングリストのいずれか一つ</p> <p>(4) ～ (18) [略]</p>	<p>2) [略]</p> <p>包括許可取扱要領Ⅱの4(1)②イからハのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る輸出の経緯、輸出される貨物の概要（輸出される貨物が輸出令別表第1の1の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該貨物の取扱の状況、輸入元及び当初の船積地域を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る輸出がⅡの4(1)②イに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、Ⅱの4(1)②ロに該当する場合は貨物の荷受人又は需要者が作成する、当該貨物の返送を求める書類を、それぞれ参考資料として入手し、<u>(7)</u>の対象書類としてあわせて保存すること。</p> <p>[略]</p>
---	--

(別表4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>[略]</p> <p>1) 利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括役務取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（<u>いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域に</u></p>

<p>(3) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき返送に係る輸出を行う際は、当該輸出に先立ち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証に加えて、以下のすべての書類を作成又は入手すること。</p> <p>① 輸出者の作成する、当該輸出が返送に係る輸出であることを証する書類</p> <p>② 返送される貨物の輸入許可通知書又はこれに代わる税関の証明書</p> <p>③ 返送される貨物が輸入された際のインボイス、B/L（船荷証券）、AWB（航空貨物運送状）又はパッキングリストのいずれか一つ</p> <p>(4) ～ (18) [略]</p>	<p><u>該当するものの使用（プログラムに限る（ソースコードが提供されるものを除く。））に係るもの</u></p> <p>2) [略]</p> <p>包括許可取扱要領Ⅱの4(1)②イからハのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る輸出の経緯、輸出される貨物の概要（輸出される貨物が輸出令別表第1の1の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該貨物の取扱の状況、輸入元及び当初の船積地域を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る輸出がⅡの4(1)②イに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、Ⅱの4(1)②ロに該当する場合は貨物の荷受人又は需要者が作成する、当該貨物の返送を求める書類を、それぞれ参考資料として入手し、<u>(4)</u>の対象書類としてあわせて保存すること。</p> <p>[略]</p>
---	---

(別表4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>[略]</p> <p>1) 利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括役務取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること（<u>いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域にお</u></p>

<p>(3) ~ (13) [略]</p>	<p><u>においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。)</u>。</p> <p>2) [略] [略]</p>	<p>(3) ~ (13) [略]</p>	<p><u>いてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。ただし、輸出令別表第3に掲げる地域においてストック販売を行う場合にあっても、次のいずれかに該当する技術が「り地域」に転売される予定がないことを確認すること。)</u>。</p> <p>① <u>外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項一号へに該当するものの設計、製造又は使用に係るもの</u></p> <p>② <u>外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第三号に該当するもの(輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)</u></p> <p>③ <u>外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)</u></p> <p>2) [略] [略]</p>
<p>(別表5) ~ (別表9) [略] [別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [3の項]</p>		<p>(別表5) ~ (別表9) [略] [別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [3の項]</p>	

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として <u>貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの</u> であって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として <u>貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの</u> であって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	特別一般

[5の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の5の項(15)から(17)までに掲げる貨物であって、	[略]	[略]	[略]	[略]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として <u>貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するもの</u> であって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	特定	二	二
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として <u>貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの</u> のうち、 <u>上記を除くもの</u> であって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として <u>貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するもの</u> であって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	特別一般	二	二
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として <u>貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの</u> のうち、 <u>上記を除くもの</u> であって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	特別一般

[5の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の5の項(15)又は(16)に掲げる貨物であって、	[略]	[略]	[略]	[略]

貨物等省令第4条第12号から第14号までのいずれかに該当するもの				
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

貨物等省令第4条第12号又は第13号に該当するもの				
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第14号ロに該当するもの	特別一般	特別一般	二	二
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般	特別一般	二	特別一般

[7の項]

仕向地	い地域①	と地域② (と地域③を除く)	と地域③	ち地域	り地域
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)又は(19)から(21)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2又は第19号から第21号までのいずれかに該当するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

[7の項]

仕向地	い地域①	と地域② (と地域③を除く)	と地域③	ち地域	り地域
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)、(20)又は(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2、第20号又は第21号のいずれかに該当するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの	特別一般	特別一般	特別一般	二	特定

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[3の項]

提供地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
外為令別表項番						

[3の項]

提供地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
外為令別表項番						

外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

[7の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域② (と地域③を除く)	と地域③	ち地域	り地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの						
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	特定	二	二
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもののうち、上記を除くもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第3号に該当するもの(輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第14号ロに該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)		特別一般一般	特別一般	二	二

[7の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域② (と地域③を除く)	と地域③	ち地域	り地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの						
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第		特別一般一般	特別一般	特別一般	二	二



--	--	--	--	--	--

注1)～注4) [略]

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋 [略]  
様式第1～様式第23 [略]

6条第19号に該 当するもの					
-------------------	--	--	--	--	--

注1)～注4) [略]

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋 [略]  
様式第1～様式第23 [略]